

京都市立芸術大学芸術資料館規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学学則第7条第2項の規定に基づき、京都市立芸術大学芸術資料館（以下「資料館」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 資料館は、芸術関係の資料の収集、保管及び展示を行い、教育並びに研究に資することを目的とする。

(館長)

第3条 資料館に芸術資料館長（以下「館長」という。）を置く。

2 館長は、学長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 館長の選考については、学長が別に定める。

(委員会)

第4条 資料館に資料館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、館長の諮問に応じて資料館の運営に関する事項を審議する。

3 委員会に関する必要な事項は、学長が別に定める。

(事務組織)

第5条 資料館の事務組織は、公立大学法人京都市立芸術大学事務分掌規則の定めるところによる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、資料館の管理、運営に関する必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。